

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画

令和2年4月1日

(令和3年4月1日更新)

国立研究開発法人日本医療研究開発機構

当機構では、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づき、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現するという法の趣旨の下、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次の通り行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間

2. 機構の現状と課題

- 1) 管理職（役員を除く）に占める女性の割合は12%^{※1}であり、独立行政法人等の役職員の各役職段階に占める女性の割合（部長相当職及び課長相当職）における成果目標15%^{※2}を達成できていない。管理職の多くが出向者であることにも留意しつつ、管理職登用の推進に取り組む必要がある。
- 2) 労働者に占める女性の割合は45%である。
- 3) 採用者に占める女性の割合は51%である。
- 4) 月の平均残業時間数は過去5年間で年間平均17時間以下である。

3. 目標

- 1) 管理職に占める女性労働者の割合を18%^{※3}以上にする。
- 2) 役員に占める女性の割合20%^{※3}以上を維持する。
- 3) 採用者に占める女性労働者の割合40%以上を維持する。
- 4) 月の平均残業時間数を年間平均15時間以下にする。

4. 取組内容と実施時期

- 1) 必要な人材を安定的に確保するため、女性を主体とする若手職員に対する家庭の両立を目指すキャリアイメージ形成のための研修等の実施（令和3年度以降毎年）
- 2) 安全衛生委員会等を通して、管理職を含めた残業時間数の実績を把握・周知し、この削減に努める。（令和2年度以降毎年）

以上

※1 令和2年4月1日時点

※2 内閣府「第4次男女共同参画基本計画」（平成27年12月25日）

※3 内閣府「第5次男女共同参画基本計画」（令和2年12月25日）